

# 軽種馬売買契約書

(危険負担売主)

買主 (以下甲という) と売主 (以下乙という)

とは次のとおり軽種馬売買契約を締結し、その証として本書を2通作成し、各々1通宛所持する。

(売買軽種馬)

第1条 売買軽種馬は次のとおりとする。

馬名	品種	性	毛色	生年月日	血統
	サラ	牡		年 月 日	父
		牝			母

(売買代金)

第2条 乙は前条記載の軽種馬(以下当該馬という)を金\_\_\_\_\_円

売買代金\_\_\_\_\_円

消費税額\_\_\_\_\_円

で売却し、甲はこれを買受けた。

(代金の支払)

第3条 甲は乙に対し、第2条記載の売買代金を次のとおり乙の下記金融機関の口座に振り込んで支払う。

振込口座の表示

金融機関名\_\_\_\_\_支店名\_\_\_\_\_

口座 No. \_\_\_\_\_ 口座名 \_\_\_\_\_

第1回金\_\_\_\_\_円也(消費税込み) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

第2回金\_\_\_\_\_円也(消費税込み) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

第3回金\_\_\_\_\_円也(消費税込み) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2 甲が前項に定める支払期日における売買代金の支払いを怠ったときは、甲は乙に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで、年10%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(所有権の移転)

第 4 条 甲が売買代金を全額支払ったときに当該馬の所有権は、乙から甲に移転する。

(当該馬の引渡等)

第 5 条 乙は甲に対し、\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日、売買残代金の支払いを受けるのと同時に、当該馬を甲に引渡す。

2 引渡の場所は乙の牧場（他の場所であるときはその場所を空欄に記載すること\_\_\_\_\_）とする。

(血統登録証明書の交付)

第 6 条 乙は、第 5 条に定める当該馬の引渡時に、甲に対し、当該馬の血統登録証明書を交付する。

2 乙が公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルに当該馬の血統登録の申込みをおこなっているが血統登録証明書の交付を受けていないときは、乙は、血統登録証明書を乙に代って交付を受ける権限を与える上記法人所定の委任状を当該馬の引渡期日に甲に対し交付し、甲において血統登録証明書の交付を受けるものとする。

3 乙が当該馬の血統登録の申込みをおこなっていないときは、乙は、引渡期日までにこの申込みをおこない、引渡期日に上記申込みをおこなった旨の上記法人の証明書と、第 2 項記載の委任状を甲に対し交付する。

(引渡期日の変更)

第 7 条 甲が第 5 条に定める期日に当該馬の引取ができないときは、この期日の 1 週間前までに乙の承諾を得なければならない。

2 甲が前項の承諾を得ることなく引取期間を徒過したときは、甲は乙に対し、引取期間の翌日から引取り済みに至るまで、1 日あたり\_\_\_\_\_円の飼養費と消費税を支払わなければならない。

(乙の善管注意義務)

第 8 条 乙は、第 5 条記載の引渡期日まで、当該馬を善良な管理者の注意義務をもって飼養管理する。

- 2 乙は、第5条記載の引渡期日経過後は、当該馬に疾病又は事故が生じた場合、乙の引渡期日変更の同意如何にかかわらず、乙に故意又は重大な過失があったときに限りその責を負う。

(事故等の報告)

第9条 乙は、当該馬に疾病(含む法定伝染病)、事故等(悪癖を含む)が生じた場合は直ちに甲に報告し、獣医師の診断書の必要があるものは送付するものとする。

- 2 乙は、疾病または事故等がその責に帰する事由によって発生した場合でなければその責を負わない。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、当該馬に関し下記契約不適合事由があることを本売買契約締結日の翌日から10日以内に発見し、これを乙に書面で通知したときは、本売買契約を解除することができる。

記

- (1) 悪癖(さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い)
  - (2) 目の異常(白内障、黒内障、緑内障)、月盲、一眼以上の失明
  - (3) 去勢
  - (4) 全身麻酔を伴う外科手術歴
- 2 前項以外の契約不適合事由および上記期間後に書面で通知された上記契約不適合事由については、本売買契約の解除原因とすることはできず、乙は甲に対し、追完、代金減額および損害賠償など一切の責任を負わない。

(契約の解除)

第11条 乙は、甲に下記事由が生じたときは、何らの催告を要せず直ちに本売買契約を解除することができる。

記

- (1) 甲が売買代金を第3条の期日までに支払わなかったとき。
- (2) 甲が第7条1項の手続をとることなく、第5条に定める引取をなさなかったとき。
- (3) その他甲が本契約に違反したとき。

(4) 甲の支払い能力について問題が生じたとき。

2 前項により本売買契約が解除された場合には、甲は乙に対し、違約金として売買代金の50%相当額を支払わなければならない。

乙が売買代金の一部を受領しているときは、これを上記違約金の一部または全部に充当することができる。

(危険負担等)

第12条 乙が第5条に従い当該馬を甲に引き渡した時、危険は乙から甲に移転する。

2 甲が引渡期日に当該馬を引取らなかったとき、および第7条1項の承諾を受けたときには、第5条1項の引渡期日に、危険は乙から甲に移転する。

3 乙は、売買契約締結時に当該馬につき保険受取人を乙、保険金額を売買代金とする育成馬保険に加入する。

4 当該馬の引渡しまでに保険事由が発生し、乙が保険金を受領した場合、甲からの既払金があるときはこれを直ちに返還する。

(管轄裁判所)

第13条 甲と乙は、本契約により生じる権利義務に関する訴訟については、札幌地方裁判所を管轄裁判所とすることに予め合意する。

(権利の譲渡禁止)

第14条 甲と乙は、本売買契約により発生した権利を第三者に譲渡してはならない。

(契約条項以外の協議)

第15条 本軽種馬売買契約に定めない事項については、その都度甲、乙協議のうえ円満に処理するものとする。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_  
甲 買主 氏名 \_\_\_\_\_ ⑩  
TEL \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_  
乙 売主 氏名 \_\_\_\_\_ ⑩  
TEL \_\_\_\_\_

(立会人がいるときはこの表示を加える)

住所 \_\_\_\_\_  
立会人 氏名 \_\_\_\_\_ ⑩  
TEL \_\_\_\_\_